

## 平成31年3月定例会 陳情

### 平成31年陳情第1号

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情

#### ・受理年月日

平成31年1月21日

#### ・陳情の要旨

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めている。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定である。

日米地位協定の考え方(補足版)第二条第1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている…わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっている。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言を発表した。

この提言が実現できるように、貴議会が国に意見書を提出してもらいたく考える。

#### 陳情事項

釜石市議会は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨を支持し、国に意見書を提出する事を求める。

#### ・陳情者

大阪府豊能郡能勢町稲地128-3

日米地位協定を見直す会 共同代表 難波希美子

#### ・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

## 平成31年3月定例会 陳情

### 平成31年陳情第2号

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情

#### ・受理年月日

平成31年2月12日

#### ・陳情の要旨

戦後の拡大造林政策により造林された1030万haの人工林のうち3分の2が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃している。

平成31年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人につき毎年1000円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約620億円の税収が見込まれている。国はこの税金の9割を市町村に、残り1割を都道府県に交付する予定である。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めているので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情する。

- ・山の保水力回復
- ・大雨でも崩れにくい災害に強い森造り
- ・野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・花粉症の軽減

#### 陳情事項

人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢沿い、④急斜面、⑤山の上3分の1の放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業に使うこと。

#### ・陳情者

兵庫県西宮市分銅町1-4

一般財団法人 日本熊森協会 会長 室谷悠子

#### ・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

## 平成31年3月定例会 陳情

### 平成31年陳情第3号

### 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める陳情

#### ・受理年月日

平成31年2月13日

#### ・陳情の要旨

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る大切な施設である。そのため児童に対応する放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や資質向上のための研修参加等への対応のため複数配置が必要とする基準を国が定めており、この基準は市町村が条例を定める際に従うべきものとされている。

一方、厚生労働省は、指導員の人材不足を理由に、当該「従うべき基準」を「参酌すべき基準」に緩和する方針をしめし、次期通常国会で児童福祉法を改定しようとしている。仮に、従うべき基準が緩和され、職員が1名で多くの児童に対応することになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。

そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に放課後児童支援員等の人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

については、地方自治法第99条の規定により、国に対し下記項目について、意見書を提出されるよう陳情する。

#### 陳情事項

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る「従うべき基準」については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。

#### ・陳情者

盛岡市みたけ3-38-20

岩手県学童保育連絡協議会 会長 千田広幸

#### ・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

## 平成31年3月定例会 陳情

### 平成31年陳情第4号

### 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情

#### ・受理年月日

平成31年2月19日

#### ・陳情の要旨

アベノミクスによる「異次元の金融緩和」により、大企業の内部留保は増えたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けている。「雇用の流動化」が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下ワーキング・プアに陥っている。

2018年改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、本県では762円、最も低い地方は761円で、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充することも求められる。

以上の趣旨に基づき、下記事項について国及び関係機関に意見書を提出されるよう陳情する。

#### 陳情事項

1. 政府は、貧困と生活苦を解消するため、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、法整備を含む抜本的対策を講じること。

#### ・陳情者

盛岡市本町通2-1-36

岩手県労働組合連合会 議長 金野耕治

釜石市只越町3-9-13

釜石地方労働組合連合会 議長 佐久間 悟

#### ・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。